論点から導き出される個別施策 (案)

令和5年8月24日 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画専門部会

(1)高齢者が自ら健康であり続けるための取組みへの支援(セルフケアの推進)

分類	個別施策(案)	内容	第3回策定委員会 「資料3」に 対応する論点
	保険者機能強化推進交付金等を活用した介護予防事業の推進	・高齢者の社会参加を促進する介護予防事業等を拡充するために、保険者機能強化推進交付金等を活用し、 フレイル予防・介護予防の取組みを推進します。	論点①
	介護保険制度の適切な運営による自立支援・重度化防止の推進	・軽度者(要支援1・2、総合事業対象者)のサービス担当者会議に、基幹型地域包括支援センターが全件 立ち合い、サービスの質の担保を図ります。	論点②
拡充	「健康長寿のまち武蔵野」の推進	・介護予防事業関連部署、団体による「介護予防事業連絡調整会議」にて連携しながら、介護予防の普及啓 発や各種講座を開催するなど、介護予防に取り組むためのきっかけづくりや、フレイル予防・介護予防の取 組みを推進します。 ・市民主体の活動とともに、民間企業やNPO等と連携、デジタル技術の活用等によりフレイル予防事業の実施 数の増加及び内容の多様化を目指す取組みを検討します。 ・健康寿命延伸のため、保健事業と介護予防の一体的実施を行います。	論点①
新規	聴こえの支援事業	・加齢とともに聴力が低下しても、その人らしい日常生活の継続を支援するため、聴こえの問題への支援を 検討します。	論点① 論点⑥
	在宅介護・地域包括支援センターによる介護サービス未利用者の定期 的な実態把握	・在宅介護・地域包括支援センターが介護サービス未利用者の生活実態を定期的に把握し、適切な介護予防事業等につなげる仕組みを構築します。	論点①
拡充	住民主体の介護予防活動への支援の充実	・自主的な介護予防の活動の充実を図り、参加を促進するため、地域のリハビリ専門職等の参画を得ながら 高齢者の通いの場に体操その他のプログラムの講師を派遣します。	論点①
	口腔機能の維持・向上のための支援体制の充実	・「歯つらつ健康教室(口腔ケアプログラム)」、「協力歯科医事業」、「在宅高齢者訪問歯科健 診事業」等を通じて、高齢者の口腔機能の維持・向上のための支援体制の充実を図ります。	論点①
	食に対する意識向上と栄養改善の取組み	・市の協力栄養士による「高齢者食事学事業」や「おいしく元気アップ教室」等の講座や配食・会食サービスを通じて、高齢者の栄養の改善とフレイル予防、重度化防止を図ります。	論点①
	生きがいづくりのための主体的な活動への支援	・高齢者が生きがいを持って充実した日々を送れるよう、趣味、文化・芸術、スポーツを通じて自己実現を 図れる仕組みづくりを推進します。高齢者の主体的な活動支援に引き続き取り組みます。	論点①
	老人クラブ活動継続の支援	・高齢者の生きがいづくりや健康づくり、介護予防、見守り活動等の地域を支える役割を担う老人クラブの 活動継続を支援します。	論点①

拡充	武蔵野市認定ヘルパー制度の推進	・認定ヘルパーの養成を継続的に行うことでまちぐるみの支え合いの推進を図るとともに、介護人材の不足 への対応を図るため、活用方法を再検討します。	論点②
	就業並びに社会奉仕等の活動機会の確保・充実	・シルバー人材センターへの支援を通じて、高齢者の就業並びに社会奉仕等の活動機会の確保・充実を図ります。 ・最低賃金上昇、インボイス制度、フリーランス保護新法などの社会状況の変化に対応して安定した運営を 行うことができるように、シルバー人材センターへの支援を行います。	論点①
拡充	市の高齢者施策の周知強化	・市の高齢者施策について、従来の対面や市報等での周知により一層力を入れるとともに、団塊の世代が後期高齢期を迎えることから、インターネットやSNSの活用等、効果的な周知・広報の方法についても検討します。 ・高齢者のデジタルデバイドへの対応として、スマートフォン体験会などを開催し高齢者のICT活用を推進します。	論点④

(2)武蔵野市ならではの共助・互助の取組みの推進

分類	個別施策(案)	内容	第3回策定委員会 「資料3」に 対応する論点
拡充	いきいきサロンの拡充	・「近所、支え合い、健康づくり」により介護予防及び健康寿命の延伸を図るいきいきサロンについて、各 丁目への設置を最終的な目標として拡充していきます。 ・いきいきサロンの運営の担い手や活動場所の確保等の課題解消に向け、引き続き検討を進めます。 ・サロン同士の情報共有やつながりができるような仕組みを検討します。	論点①
	生活支援コーディネーターを中心とした地域の自主的な取組みの支援	・各在宅介護・地域包括支援センターに配置した生活支援コーディネーターを中心に、いきいきサロンをは じめとした地域住民が自主的に運営する多様な通いの場の立上げや運営等を支援します。	論点①
	テンミリオンハウス事業の推進	・利用者の社会参加、地域の住民(団体)による運営、空き家の有効活用など、「身近で、小規模で、軽快なフットワーク」で実施するテンミリオンハウス事業を推進するため、空白地域の事業実施場所の確保等の課題解消に向け、引き続き検討を進めます。 ・既存施設の劣化度に応じた必要な改修を行い、テンミリオンハウス事業を継続して実施します。	論点①
	シニア支え合いポイント制度の推進	・シニア支え合いサポーターの登録の促進及び協力施設・団体等の活動の場の拡大により、市民共助の取組みをさらに推進し、介護福祉人材の裾野の拡大も図ります。	論点①
拡充	移送サービス(レモンキャブ事業)の推進	・利用料金、運行協力謝礼、予約受付期間・時間の見直しを行い、運行協力員の確保・継続を図り、レモンキャブ事業を継続して実施します。 ・新たな予約・運行管理や予約方法、高齢者の移動手段の総合的な情報提供の仕組みの検討を行い、運行管理者の負担軽減とサービスの向上を図ります。	①点論
新規	北町高齢者センターの新たな活用	・小規模サービスハウスは現在の入居者をもって事業を終了し、地域の高齢者・ボランティアの交流・相談の場、食を通じた多世代交流や社会参加など、高齢者のフレイル予防や介護予防に関する新たな事業について検討を行います。	論点① 論点⑧

(3)住み慣れた地域で安心して暮らしつづけるための基盤としての医療と介護の連携

分類	個別施策(案)	内容	第3回策定委員会 「資料3」に 対応する論点
	在宅医療と介護連携の強化	・「脳卒中地域連携パス」や「もの忘れ相談シート」、「武蔵野市介護情報提供書」「入院時支援シート」等の情報共有と連携の仕組みを活用し、多職種による支援体制の拡充を図ります。 ・連携にあたっては、武蔵野市医師会が導入しているICTの活用を促進することで、効率的・効果的かつ正確な情報共有を行い、在宅で療養する市民の生活の質の向上につなげます。 ・また支援者の業務負担の軽減にもつながることが考えられるためICTの活用を進めていきます。 ・武蔵野市医師会と協力し、医療・介護関係者の相談窓口である「武蔵野市在宅医療介護連携支援室」をさらに周知し、相談・調整機能の充実を図ります。	(②点論
	保健・医療・介護・福祉の有機的な連携のための研修の充実	・医療職を対象とした介護サービス等の情報提供や、介護関係者向けの医療知識を得る研修の実施等、医療職と介護職が相互に理解することを目的とした研修を実施します。 ・特に医療と介護の連携した対応が求められる「日常の療養支援」「入退院支援」「急変時の対応」「看取り」の場面を意識したテーマを設定し、多職種で研修を行い、医療と介護の連携を深めます。	論点⑨
	暮らしの場における看取りの支援	・人生の最期の過ごし方についての希望は様々ですが、自分や家族の老後や介護について、考えておくことは重要です。看取りも含めた医療や介護についての情報提供や普及啓発を行います。 ・介護サービス事業者向けに終末期のケアや医療に関する研修を行い、看取りへの理解と対応力の向上につなげます。	論点④ 論点⑨
	武蔵野市訪問看護と介護の連携強化事業による中・重度の要介護者の在宅生活継続支援	・平成27 (2015) 年度より要介護認定者に係る医療情報を、訪問看護事業者からケアマネジャーに提供し、 事業者間の医療連携が行われた場合に交付する連携交付事業を実施しています。 ・平成30 (2018) 年7月支給分 (国保連5月審査分) より、医療ニーズの高い単身高齢者等の在宅生活継続 支援を図るため、24 時間365日の連絡態勢のある事業所等は2,000 円、それ以外の場合には1,000 円と連携 費単価にインセンティブを付する等、事業のあり方を見直しました。	論点⑰

(4)包括的な相談支援体制の構築・強化

分類	個別施策(案)	内容	第3回策定委員会 「資料3」に 対応する論点
拡充	在宅介護・地域包括支援センターの体制強化	・平成29 (2017) 年度の介護保険法改正により、地域包括支援センターの事業について評価を行うことが義務付けられたことを受け、市独自のきめ細かな評価スキームとPDCAサイクルを構築し、評価結果を地域包括ケア推進協議会に諮ります。 ・各センターの運営状況を把握しながら、引き続き必要な機能強化を図ります。 ・高齢者人口の増加や、複雑化・多様化する市民の支援ニーズへの対応などにより、地域包括ケアシステムの要となる在宅介護・地域包括支援センターの業務は増大をしており、体制強化を検討します。	(②点編

拡		・「8050問題」等の複雑化・多様化した支援ニーズに対応するため、庁内外の連携会議である総合支援調整会議を活用し、課題についての発見や検討、情報共有を図るとともに適宜適切な支援につなげられるよう、分野横断的な連携を強化します。 ・ひきこもり当事者の活動の場や、ひきこもりに関する地域の理解を深めるための講座などを開催します。 ・孤立防止の観点における「見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会」等とも引き続き連携を図ります。	論点③	
---	--	---	-----	--

(5)認知症高齢者とその家族を支える取組み

分類	個別施策(案)	内容	第3回策定委員会 「資料3」に 対応する論点
	認知症に関する普及・啓発の推進	・認知症の方とその家族が暮らしやすいまちづくりのため、地域住民向け、事業者向けの「認知症サポーター養成講座」等を他分野との連携も図りながら実施することにより、認知症理解の促進、地域の認知症高齢者見守り意識の醸成を図るなど、心のバリアフリーの取組みを進めます。 ・冊子「みんなで知ろう認知症」(認知症ケアパス)を講座や研修において活用します。	論点⑥
拡充	認知症相談事業の推進	・認知症への不安を抱える高齢者や認知症状への対応に戸惑う家族を支えるため、認知症専門相談員や医師による面談相談を実施し、精神的な支援と早期対応を図ります。また、事業の効果的な周知方法を検討します。 ・相談者の生活様式に柔軟に対応するため、面談相談に加え、認知症専門相談員による電話相談を実施します。 ・認知症に不安を持つ方が相談から早期に医療機関の受診につながるよう、「もの忘れ相談シート」等を積極的に活用し、医療との連携を図ります。	論点⑥
拡充	認知症の方の生活を支えるサービス	・認知症の方の在宅生活の継続にあたり、「認知症高齢者見守り支援事業」の利用状況の分析を行い、本人・家族介護者のニーズの把握に努めます。本人の生活の質の維持・向上及び家族介護者の負担軽減のため、事業の充実を図ります。 ・高齢者はいかい探索サービスについて、より効果的な探索サービスを検討します。	() 点輪
	認知症予防の取組み	・運動不足の改善、生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、いきいきサロン等の身近で通える場所などを拡充していきます。	論点⑥
拡充	チームオレンジを主体とした支援体制づくりの推進	・認知症になっても、本人・家族が地域で安心して暮らしていけるように、認知症コーディネーターが中心となり、「チームオレンジ」を主体とした支援体制づくりを推進します。 ・市と認知症サポーターステップアップ講座の受講者が連携し、認知症カフェの実施等を推進します。	(3)点輪
	認知症の方への適時適切な支援体制の強化	・武蔵野赤十字病院認知症疾患医療センター、武蔵野市医師会、在宅介護・地域包括支援センターによる認知症初期集中支援チームを市内6か所の在宅介護・地域包括支援センターに設置し、認知症状の自覚がない等医療につながりにくい認知症が疑われる方に対する早期対応に取り組みます。 ・在宅医療・介護連携推進協議会の認知症連携部会において、医療・介護・福祉関係者が連携し、ニーズを的確に把握しながら、認知症の方と家族介護者を支える体制強化に取り組みます。	論点⑥
	認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)の整備	・認知症高齢者の増加、市内の認知症高齢者グループホームの入居者数の現状等を考慮し、認知症高齢者グループホーム(3ユニット27 名)を整備します。	論点⑥ 論点⑧

新規	聴こえの支援事業【再掲】	・加齢とともに聴力が低下しても、その人らしい日常生活の継続を支援するため、聴こえの問題への支援を 検討します。	論点① 論点⑥
----	--------------	--	------------

(6)ひとり暮らし高齢者が多い武蔵野市における生活支援サービスの拡充

分類	個別施策(案)	内容	第3回策定委員会 「資料3」に 対応する論点
	高齢者等緊急訪問介護事業(レスキューヘルパー事業)	・ひとり暮らし、高齢者のみの世帯の高齢者の在宅生活の継続を支援するため、疾病などの緊急時に身体介護、家事援助の支援を行います。 ・65歳未満の同居家族がいても障害がある等で本人への支援が難しい場合もあることから、必要な人が支援を受けられるよう対象要件を検討します。	論点④
	「見守り・孤立防止ネットワーク」による安否確認体制の充実	・「見守り・孤立防止ネットワーク」参加団体(住宅供給系、サービス提供事業者)によるそれぞれの通常業務の中での異変の発見・速やかな通報・相談窓口の周知の取組みを引き続き推進していきます。 ・ひとり暮らし高齢者の増加や消費者被害・認知症・生活困窮者・自殺対策等の課題に対応するため、高齢者支援のみならず様々な分野における参加団体の拡大と連携の強化を図ります。	論点④
拡充	高齢者の見守り支援の推進	・主にひとり暮らし高齢者の孤立防止、安否確認を目的として、専門職等が週1回、決まった曜日・時間帯に電話による訪問を行う「高齢者安心コール事業」を継続します。 ・デジタル技術を活用した効果的かつ効率的な見守り方法を検討します。	論点④
	高齢者なんでも電話相談事業	・市役所が閉庁しているときでも、24時間365日高齢者とその家族が抱える不安等について、専門職の相談員が電話で話をうかがい、適切なサービスや窓口を案内する体制を継続します。	論点④
拡充	エンディング(終活)支援事業の推進	・自己決定ができるうちに、介護や医療、人生最期の過ごし方等について考え、備えるきっかけとしてもらう「エンディング(終活)支援事業」を引き続き実施します。 ・高齢者本人に加え、その家族への普及啓発を進めます。 ・従来の配布場所に加えて、より効果的な配布方法について、検討します。	論点④
	日常生活支援事業の見直し・再編	・配食サービス等、民間企業のサービスの充実により利用者数が減少傾向にあるサービスもみられます。高齢者の嗜好に合わせたサービスの多様化等の変化を捉え、既存のサービスを見直し、事業の再編を検討します。	論点④
		・武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会において、本市と福祉公社が中核機関となり、 サービス提供事業者や地域の関係機関と成年後見人等が連携し、地域の成年後見制度に関する様々な課題を 共有していきます。	論点⑤
	武蔵野市成年後見利用支援センターの運営	・武蔵野市成年後見利用支援センターを、成年後見制度利用促進に係る中核機関として、本市と福祉公社が 連携して運営し、成年後見制度の総合相談や普及・啓発に関する事業を実施していきます。	論点⑤

	此啟野印汀護保陝利用有貝担領助队事業 	・在宅介護を支えるうえで重要な役割を持つサービスである訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち訪問介護部分、第1号訪問事業、基準該当訪問介護の5サービスについて、所得の低い方の経済的負担を軽減し、安心して在宅サービスが継続できるように、非課税世帯には、利用者負担額10%のうち5%を助成しています。	論点⑰	
	住宅の安定した供給促進と入居及び居住支援の充実	・高齢者をはじめとした住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居及び居住を図るため、福祉部局・住宅部局を含めた行政のほか不動産や福祉の関係団体と連携して「あんしん住まい推進事業」の実施を継続し、安心して暮らしつづけられる入居支援・居住支援を促進していきます。 ・住宅困窮世帯を対象とする市営・都営住宅等の公営住宅への入居や、UR住宅を含めた民間賃貸住宅の各種支援制度等の情報提供を実施していきます。	論点④	
	ライフステージに合わせた住宅改修への支援の取組み	ライフステージに合わせて、長く快適に暮らし続けられるよう、引続き武蔵野市住宅改修・福祉用具相談支援センターと連携し、住宅改修等に取組みます。	論点④	

(7)介護離職防止のための本人及び家族支援の強化

分類	個別施策(案)	内容	第3回策定委員会 「資料3」に 対応する論点
	ダブルケア・トリプルケア等への支援や介護離職防止のための取組み	・親と子、自分の親と配偶者の親と子など、複数の家族に対する介護や育児の担い手及びヤングケアラーを支えるため、関係各課等との連携を図ります。 ・介護者の年代や、子育てと介護、複数人の介護などケアを必要とする対象者の違いによるニーズを把握し、支援を進めていきます。 ・就労している家族が参加しやすい曜日・時間帯での認知症や介護に関する講座を開催します。	論点⑦
拡充	家族介護支援の推進	・在宅介護・地域包括支援センターや市内デイサービスセンターなどで、介護の知識や対応方法が得られる 講座や相談・情報交換の機会を提供し、精神面と介護の手間軽減の面から家族介護者を支援します。 ・レスキューヘルパー事業により、介護者の急病、けが等により一時的に支援が必要な高齢者にヘルパーを 派遣します。	論点⑦

(8)多職種連携による在宅生活を継続するための取組み

分類	個別施策(案)	内容	第3回策定委員会 「資料3」に 対応する論点
	武蔵野市住宅改修・福祉用具相談支援センターとの連携	・介護負担の大きな要因である排泄ケアに関する相談機能の強化、ケアプラン指導研修事業によるケアマネジャー支援の充実により、引き続き住宅改修・福祉用具相談支援センターが市民やケアマネジャーにとって身近で専門的な相談窓口となるための取組みを進めます。	論点⑦
	摂食嚥下支援体制の充実	・高齢者の生活の質の向上や低栄養の予防等を図るため、デイサービスや在宅高齢者への摂食嚥下の取組み をより一層推進します。 ・摂食嚥下の必要性を知ってもらうため、市民へ向けて普及啓発を行います。	論点⑦

	虐待防止の推進	・虐待の早期発見及び適切な援助を行うために、高齢者及び障害者虐待防止連絡会議の開催、介護サービス 事業者及びケアマネジャーに対する虐待に関する研修の実施等を行います。 ・虐待による一時避難が必要な場合に備え、高齢者の安全を確保するための緊急一時保護施設を引き続き確 保します。	論点⑦
	基幹型地域包括支援センターの相談支援の強化	・基幹型地域包括支援センターは、全市的な視点に立って、市内6か所の在宅介護・地域包括支援センター間の総合調整や後方支援を行います。 ・また、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮等の複合的な課題を抱えた相談について、健康福祉実務担当者調整委員会等の場において介護分野の専門職の立場として積極的に関与し、関係各課等とさらなる連携を図ります。	論点⑦
拡充	家族介護用品支給事業のアセスメントの強化	・低所得で中・重度の要介護者本人及び中・重度の要介護者を在宅で介護している家族に、紙おむつ等の介護用品を支給する家族介護用品支給事業を継続します。 ・住宅改修・福祉用具相談支援センターと連携し、利用者のQOL向上のため、紙おむつ等の適切な使用についてアセスメントの充実を図ります。	論点⑦

(9)災害時要援護者対策の推進等

分類	個別施策(案)	内容	第3回策定委員会 「資料3」に 対応する論点
	災害時避難行動支援体制の推進	・武蔵野市地域防災計画に基づき、避難行動支援体制を推進します。 ・個別避難計画について、優先度の高い避難行動要支援者の範囲、避難支援者等関係者となる者、個人情報 の入手・管理方法及び共有範囲、更新に関する事項など地域防災計画において定める必須事項の検討を行い ます。	論点⑪
拡充	福祉避難所運営体制の検討	・武蔵野市総合防災訓練等で福祉避難所開設・運営訓練を実施し、各福祉避難所に応じた物資、人材、移送 手段の確保など運営体制の検討行い、各福祉避難所の運営マニュアルの作成・見直しを進めます。	論点⑪
	要配慮者トリアージの検証	・武蔵野市総合防災訓練等で要配慮者トリアージを用いた避難者振り分け訓練を継続して実施し、各福祉避難所に応じた物資、人材、振分け先への移送手段の確保など運用の検証を行い、さらなる周知と技術の向上を図ります。	論点⑪
		・事業所支援や高齢福祉分野で働く職員の安全確保について取組みを進めるとともに、介護サービス事業所の業務継続計画(BCP)の訓練・検証を支援し、安心して利用できる安定した高齢福祉サービス事業の継続を図ります。	論点⑪

(10)介護人材の確保に向けた取組み

分類	個別施策(案)	内容	第3回策定委員会 「資料3」に 対応する論点
	地域包括ケア人材育成センターによる、総合的な人材確保・育成事業の実施	・①人材養成事業、②研修・相談事業、③就職支援事業、④事業者・団体支援事業の4つの事業について、 一体的に実施を継続します。 ・オンライン研修など介護従事者がアプローチしやすい事業実施を検討するほか、介護の仕事に関する啓発 事業についても継続して実施します。	論点⑩
	介護職・看護職 Reスタート支援金事業	・介護人材の発掘、養成、育成、定着の推進を図るため、即戦力となる潜在的な有資格者の再就職や福祉分野への新たな就職に対する支援策として継続して実施しています。	論点⑩
	外国人介護人材の育成支援	・「外国人介護人材の育成支援」を、受け入れ先となる事業者への支援と外国人介護人材本人への支援があると捉え、例えば外国人受け入れ制度の研修や勉強会の開催、介護用語の読み書きに関する日本語講座の開催等、現状のニーズに沿った支援を行います。	論点⑩
拡充	ケアマネジャーの質の向上へ向けた体系的な教育・研修	・「武蔵野市ケアマネジャーガイドライン」を始め、ケアマネジャー全体研修会、地区別ケース検討会、ケアプラン指導研修、主任介護支援専門員研修等のケアマネジャー支援の取組みを体系的に整理し、オンラインでの方法も活用しながら、教育・研修を行っていきます。	論点⑩
	ケアリンピック武蔵野の開催	・介護と看護に従事する方々が誇りとやりがいを持って働きつづけられるよう、先進的な取組み事例発表やポスターセッション(パネル展示)、介護サービス紹介等を引き続き行います。テンミリオンハウスやいきいきサロンなどの地域の支え合いの活動をしている方々も参加し、介護・看護の専門職だけでなく、地域住民参加による文字どおりの「まちぐるみの支え合い」を推進します。	論点⑪
	武蔵野市の介護保険に貢献した永年従事者表彰制度	・永年介護現場で本市の市民生活を支え続けた介護・看護職員に対し、市長が永年従事者表彰を行います。	論点⑪
	介護事業所の業務の効率化の取組み	・介護事業所のICTの活用の推進等による業務効率化への取組みの情報提供を行います。	論点⑪
	苦情相談対応・相談体制の推進	・介護保険に関する苦情相談対応・相談機能の充実を図るために、武蔵野市介護保険条例に位置付けたサー ビス相談調整専門員による相談体制を維持し、事業所に対する適正化指導を行います。	論点⑩
	第三者評価受審の促進	・福祉サービス事業者のサービスの質向上と利用者へ事業者の情報を提供するため、事業者の第三者評価の 受審費の助成を行います。	論点⑩

(11) 医療や介護等の複合的な課題に対応したサービスと施設の充実

分類	個別施策(案)	内容	第3回策定委員会 「資料3」に 対応する論点
新規	市有地活用による看護小規模多機能型居宅介護の整備	・中・重度の要介護者が在宅生活を継続するために看護小規模多機能型居宅介護(登録定員29名)の整備を推進します。地価の高さや市域の狭さ等の課題へ対応するため、吉祥寺南町三丁目市有地を活用し、市独自のインフラ要綱に基づき土地貸付料の減額を行い整備を促進します。	(8) 急論
新規	小規模多機能型居宅介護の整備	・要介護者が在宅生活を継続するために小規模多機能型居宅介護(登録定員29名)の整備を推進します。	論点⑧
	認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)の整備 【再掲】	・認知症高齢者の増加、市内の認知症高齢者グループホームの入居者数の現状等を考慮し、認知症高齢者グループホーム(3ユニット27名)を整備します。	論点⑥ 論点⑧
新規	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業	・認知症高齢者グループホーム等における老朽化に伴う大規模修繕等に要する経費に対し、国の交付金等を 活用し補助することにより、利用者の安心・安全を確保します。	論点⑧
拡充	高齢者総合センターの大規模改修	・高齢者総合センターは、開設から約30年が経過し、建物及び付属設備の経年劣化が進んでいることから、施設の長寿命化のための大規模改修を実施します。工事期間中は仮設施設を設置して事業を継続します。 ・なお、改修期間中に休止する社会活動センター事業については、さらなる健康増進や社会参加のきっかけとなるように事業内容の検討を行う。	⑧点論
	サービス付き高齢者向け住宅における医療・介護連携またはテンミリ オンハウス事業との連携の推進	・高齢者が医療や介護が必要となっても、安心して住み続けることができる住まいを充実させるため、サービス付き高齢者向け住宅の整備における本市独自基準として、医療・介護連携型またはテンミリオンハウス 併設とすることを引き続き求めていきます。	論点① 論点⑨